

7 各ものであることを確保する。措置に係る行政上の措置を速やかに審査するため、自国の法令の範囲内で司法裁判所又はその訴訟手続を維持する。当該司法裁判所又は訴訟手続は、1に規定する措置の決定について責任を有する当局から独立したものとす。

8 各締約国は、1に規定する措置について、公平な時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続によりこれを実施し、又は維持する。

第一九条(第二)の規定に関する一般的例外 1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別的手段となるような態様で又は両締約国間の物品の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道德の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) 関行に関する法令、一九九四年のガットの法令(税関及び第一七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
- (h) 世界貿易機関の加盟国に提出されて否認されない

- (e) 当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然物質(a)から(d)までに規定するものを除く。
 - (f) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の産品
 - (g) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された産品(1)に規定する産品から生産された産品に限る)
 - (h) 海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた産品であって、当該領域において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
 - (j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
 - (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料
 - (l) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品
- 2 この協定の適用上、締約国において十分な変更を加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書II Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更を加えられた産品とする。
- 3 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。
- 4 (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。

- (i) (b)及び次条の規定に従って決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書II Aにかつた基準に適合する政府間商品協定又は同加盟国に提出されて否認されなかった政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従ってとられる措置
 - (ii) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれていない期間中、国内の加工業に対してその原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関する一九九四年のガットの規定から逸脱してはならない。
 - (j) 一般的には地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、世界貿易機関のすべての加盟国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するとの原則に適合するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなったときは、直ちに終止しなければならぬ。
- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。
- 第二〇条(第二章)の規定に関する国際収支の擁護のための制限 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、一九九四年のガット第一二条及び世界貿易機関設立協定附属書I A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。
- 第二一条(第二章)における雑則 1 各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守

- (i) 定める品目別規則に定める割合以上であること
 - (ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
- (a) 1に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
- $$FOB - NQM$$
- $$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$$
- この場合における、
 QVCとは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
 FOBとは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。
 NQMとは、産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。
- (b) 1に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。
- $$NQM = TVM - QVM$$
- この場合における、
 TVMとは、すべての材料の価額の総額とする。
 QVMとは、すべての材料の原産資格価額とする。
- (c) 1の規定の適用上、
 4 (c)の規定の適用上、
 (a) 各材料の原産資格価額は、
 (i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。
 (ii) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産資格価額とする。
- (b) 1の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第二〇条(第二章)の規定に関する国際収支の擁護のための制限 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、一九九四年のガット第一二条及び世界貿易機関設立協定附属書I A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

第二一条(第二章)における雑則 1 各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守

- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。
- 第二〇条(第二章)の規定に関する国際収支の擁護のための制限 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、一九九四年のガット第一二条及び世界貿易機関設立協定附属書I A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。
- 第二一条(第二章)における雑則 1 各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守

- (i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産資格割合が当該材料の価額の六〇パーセント以上であること。
 - (ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
- (a) 1に規定する産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格(保険料及び運賃込みの価格をいう)とす。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。
- 7 産品の生産に使用される材料であって附属書II Aに品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。
- (a) 当該材料が、当該産品について附属書II Aに定める品目別規則であって関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。
- (b) 当該材料が、当該産品について附属書II Aに定める品目別規則であって付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書II Aに定める特定の割合・産品の価額、重量又は容積について各類型に定める。)を超えた場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二六条(十分な変更とはみなされない作業) 1 次の作業は、第二三条2に規定する十分な変更とはみなさない。

- (a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分け
- (c) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すること。
- (d) 組み立てられたものを分解すること。
- (e) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業
- (f) 単なる切断
- (g) 単なる混合
- (h) 完成品にするための単なる部品の組立て
- (i) 物品を単にセットにすること。
- (j) (a)から(i)までの作業のうち二以上の作業の組合せ

2 締約国は、産品の原産資格割合を計算するに当たって、1に規定する作業による価値を除外してはならない。

3 いずれかの締約国の領域外において1に規定する十分な変更に当たらない作業が行われたことのみを理由として、産品がその原産品としての資格を失うことはない。

第二七条(積送基準) 一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されるこ

と。

(b) 積替又は一時設置のために一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合にあつては、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていないこと。

第二八条(組み立てないか又は分解してある産品) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品は、組み立てた後にか又は分解してある状態をいづれかの締約国の領域に輸入される場合であっても、第二三条から第二六条までに規定する要件を満たす場合には、これを他方の締約国の原産品とする。

第二九条(関税上の特恵待遇の要求) 1 輸入締約国は、第一四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品については、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合(1)には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

(a) 課税価額の総額が二〇万円又はこれに相当する額を超えない価額の産品の輸入

(b) 輸入締約国が原産地証明を免除した産品の輸入

3 他方の締約国の原産品が一又は二以上の第三国の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第一四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、通し船荷証券の写し又は当該第三国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他の情報があつて、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの提出を要求することができる。

第三〇条(関税上の特恵待遇の拒否) 輸入締約国は、自国の領域への輸入者がいづれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入

者がこの章の規定に従わないときには、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。

第三一条(原産地証明) 1 第二九条1に規定する原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によって行われたものでなければならない。

2 1の原産地証明には、附属書II Bに定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

3 1の原産地証明は、証明の日付の日から二箇月間有効なものとする。

第三二条(事前教示) 1 輸入締約国は、他方の締約国の産品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請がありかつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該産品が当該他方の締約国の原産品に当たるかどうかについて、国内法令に従ひ、かつ、当該産品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後三〇日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

2 輸入締約国は、自国の領域への産品の輸入について行った1の教示を、当該教示の日付の日から三年間尊重する。

3 輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行った教示を修正し又は撤回することができる。

(a) 当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであつた場合

(b) 当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合

(c) この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合

第三三条(原産地証明の確認のための援助) 輸入締約国は、産品の原産地証明の確認のためには、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであるか又はは正確なものであつたかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

第三四条(原産地規則に関する合同委員会) この章の規定を効果的に実施するため、合同委員会を設置する。原産地規則に関する合同委員会を設置するために、定期的な協議を行うこと。

(a) この章の規定の効果的な実施を確保するために、生産工程の進歩その他の進展(統一システムについて)勧告された改正を含む)を考慮して、この章の規定(附属書II Aを含む)の改正について討議すること。

(b) 生産工程の進歩その他の進展(統一システムについて)勧告された改正を含む)を考慮して、この章の規定(附属書II Aを含む)の改正について討議すること。

(c) (b)に規定する改正について総括委員会に勧告すること。

(d) 原産地規則に関する事項を討議すること。

- 第四四章 税関手続
- 第五五章 貿易取引文書の電子化
- 第六六章 相互承認
- 第七七章 サービスの貿易

第五八条(この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。)

2 航空運送サービスについては、この協定は、運輸権(いかなる方法で与えられるものであるかを問わず)に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除くほか、適用しない。

- (a) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (c) コンピュータ子約システムサービスの内航海運に
- 3 ついては適用しない。

4 附属書IV A及びIV Bは、それぞれ金融サービス及び電気通信サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定を定める。

5 サービスの政府調達は、第一章の規定により規律する。

6 この章の規定の適用上、

(a) 「措置」とは、締約国の措置(法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれかの形式である)を問わず、また、租税に係る課税措置を含む)をいう。

(b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在(業務上の拠点を含む)に係る措置

(d) 「職業上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域内で行われる次のいづれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店及び代表事務所を設置又は維持

(iii) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書IV Cの締約国の約束表に特定された当該サービスの「若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体(当該サービスのすべての小分野を含む)。

(f) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者

をいう。(注)

注 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合に、サービス提供者(すなわち、当該法人)に対し、当該業務上の拠点を通じサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(g) 「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(h) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいづれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の領域から又はその領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従つて登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国の「者」とは、自然人又は法人のいづれかをいう。

(j) (i) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(l) 「法人」とは、営利目的であるかないか、また、